

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」改正（案）に対するパブリックコメントのご意見とそれに対する県の考え方

- 1 意見公募期間：令和6年10月11日から11月9日まで（30日間）
- 2 意見数：18件
- 3 意見の内容及び意見に対する考え方：下表のとおり

○対応状況別意見数

対応区分	件数
①反映する：最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。	10件
②反映済：意見や提案内容が既に反映されているもの。	0件
③参考にする：最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。	0件
④反映は難しい：反映または参考にさせていただくことが難しいもの。 (県の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。)	6件
⑤その他：①～④に該当しないもの。	2件
合計	18件

○主な対応状況

番号	該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方
1	第2条第5号	第5号の規定中「が維持増進」の「が」は、「の」とすべきところの改正漏れと考えられるので、修正すべきと考えます。	①	ご意見のとおり修正します。
2	第2条第5号	第5号の規定中「維持増進や環境負荷の低減」の「や」について、「自然循環機能が（の）維持増進」と「環境負荷の低減」との関係が不明確となるので「及び」か「又は」のどちらかとすべきと考えます。安全・安心農業生産を広く解釈するためには「又は」の方が適切とは考えますが、提案する執行部において適切な文言を選択してください。なお、この条例において、「や」を用いて名詞をつないでいる箇所は他にありません。	①	ご意見をふまえ、「維持増進及び環境負荷の低減」に修正します。

番号	該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方
3	第2条第5号	文章が繋がっていないこと、「や」は口語的で条例の表現としては「及び」が適切だと考えられること、食料・農業・農村基本法では「環境への負荷の低減」という文言が用いられている（なお、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律では、「環境負荷」は「農林漁業に由来する環境への負荷」と定義されている）ことを踏まえ、「農業の自然循環機能（……）が維持増進や環境負荷の低減が図られる」を「農業の自然循環機能（……）の維持増進及び環境への負荷の低減が図られる」と改めてはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
4	第3条第1号他	平成22年の「法令における漢字使用等について」に従い、「かんがみ」を「鑑み」に改めてはどうか。なお、表記の改正は、実体の改正に伴う部分について行うこととされているが、同じ条で「かんがみ」と「鑑み」が混在しているのは県民に混乱を生じさせるおそれもあるので、「実体の改正に伴う」ということを広く捉えて、第3条全体について、「かんがみ」を「鑑み」に改めることも検討してはどうか。また、その場合は、第3条各号列記以外の部分及び第4号における「こたえる」も「応える」に改めてはどうか。	①	ご意見をふまえ、「かんがみ」は「鑑み」に修正します。「応える」は現状どおり「こたえる」で統一します。
5	第15条第2項	第2項の規定中「が確保されるよう」の主語が、「安全・安心な農産物の安定供給」及び「必要な農地及びその他の農業資源」であるならば、「供給、必要な」を「供給及び必要な」とすべきと考えます。	④	ご意見をいただいた箇所は、記述内容を改める必要がありましたので、「県は、地域における農業経営の継続を図るため、前項の農業者及び家族農業その他の多様な農業者により農業生産活動が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。」と修正します。
6	第15条第2項	また、この解釈が正しいのであれば、前者は「安定供給」という行為が「確保される」のに対し、後者は「農業資源」という物質が「確保される」こととなり、両者の規定ぶりが並ばないので、どちらかを見直すべきと考えます。（たとえば、農業資源の後ろに「の確保」を追加し、「確保される」を「図られる」とすれば両者の規定ぶりが並ぶと考えます（「図られる」が受動的ならば、「が確保される」を「をを図る」とすべきと考えます。）。）	④	ご意見をいただいた箇所は、記述内容を改める必要がありましたので、「県は、地域における農業経営の継続を図るため、前項の農業者及び家族農業その他の多様な農業者により農業生産活動が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。」と修正します。

番号	該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方
7	第15条第2項	第2項の規定中「必要な農地及びその他の農業資源」というのは法令用語の使い方として適切ではないので、「必要な農地その他の農業資源」とすべきと考えます。	④	ご意見をいただいた箇所は、記述内容を改める必要がありましたので、「県は、地域における農業経営の継続を図るため、前項の農業者及び家族農業その他の多様な農業者により農業生産活動が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。」と修正します。
8	第15条第2項	「営農」について、その意味は「農業を経営すること」とされており、見出しや第1項、第2項の別の部分との平仄を合わせる観点から、「農業経営」と改めてはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
9	第15条第2項	「効率的かつ安定的な農業経営を営む者とそれ以外の多様な農業者」について、法令における一般的な表現の観点、また、食料・農業・農村基本法第26条第2項の用言との平仄を合わせる観点から、「効率的かつ安定的な農業経営を営む者及びそれ以外の多様な農業者」と改めてはどうか。	①	ご意見をいただいた箇所は、記述内容を改める必要がありましたので、「効率的かつ安定的な農業経営を営む者」を「前項の農業者」に、「それ以外の多様な農業者」は「家族農業その他の多様な農業者」にします。 また、改めた記述内容について、ご意見のとおり修正します。
10	第15条第2項	「農業者等」の「等」について、何を想定しているのか。食料・農業・農村基本法第26条第2項では「農業者」となっており、特に「等」で想定するものがないのであれば、「等」を削ってはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
11	第15条第2項	「農業生産活動が行われ、安全・安心な農産物の安定供給（…）が確保されるよう」について、文のつながりがより明確となるよう、食料・農業・農村基本法第26条第2項の表現も参考にして、「農業生産活動が行われることで安全・安心な農産物の安定供給（……）が確保されるよう」と改めてはどうか。	④	ご意見をいただいた箇所は、記述内容を改める必要がありましたので、「県は、地域における農業経営の継続を図るため、前項の農業者及び家族農業その他の多様な農業者により農業生産活動が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。」と修正します。
12	第15条第2項	「安定供給」について、前文の表現との平仄を合わせる観点から、「安定的な供給」と改めてはどうか。	④	ご意見をいただいた箇所は、記述内容を改める必要がありましたので、「県は、地域における農業経営の継続を図るため、前項の農業者及び家族農業その他の多様な農業者により農業生産活動が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。」と修正します。

番号	該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方
13	第15条第2項	「配慮する」について、法令においては食料・農業・農村基本法第26条第2項のように「……に当たっては、……に配慮する」といった構文が多いと思うが、この案では何に当たって県が配慮するのか不明確である。いっそのこと、「配慮するとともに、」を削って、「……を図るため、……確保されるよう必要な施策を講ずるものとする」という構文にしようか。	①	ご意見のとおり修正します。
14	第15条第2項	県民等へのわかりやすさの観点、また、他の条項との平仄を合わせる観点から、例えば「家族農業の維持及び継続の促進」などの具体的な施策を明記し、「確保されるよう、家族農業の維持及び継続の促進、……その他必要な施策を講ずるものとする」とすべきではないか。	④	ご意見をいただいた箇所は、記述内容を改める必要がありましたので、「県は、地域における農業経営の継続を図るため、前項の農業者及び家族農業その他の多様な農業者により農業生産活動が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。」と修正します。
15	第20条	三重県においてもクマの目撃情報が増加し、人的被害もあったことから、クマアラートを発表されているところですが、第20条について、農産物の被害の防止だけでなく、人的被害の防止についても明記すべきではないでしょうか。人的以外の防止を図ることは、農村の活性化にも資することとなりますので、この条例の目的を逸脱するものではないと考えます。	①	ご意見をふまえ、「農産物」を「農業及び農村の生活環境に係る」に修正します。
16	第23条第3項	「学校給食、事業所の食堂等」を「県民の食生活」に改めることとしているが、学校給食は地産地消の取組を推進するに当たってとりわけ重要な役割を持つものだと考えるので、「学校給食をはじめとする県民の食生活」とすべきではないか。	①	ご意見をふまえ、「学校給食、事業所の食堂をはじめとする県民の食生活」に修正します。
17	附則関係	食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律（令和6年法律第44号）は公布日施行とされていますが、この改正条例はなぜ公布日施行としないのでしょうか。また、施行日はいつになるのでしょうか。それも含めてパブリックコメントに付すべきと考えます。	⑤	公布日施行にします。 なお、施行日については、条例案の議決後となります。

番号	該当箇所	意見の内容	対応区分	意見に対する考え方
18	附則関係	この条例の新規制定時の施行に係る規定は、施行された時点で効力を失っているため、新旧対照表には掲載すべきでないと考えます。また、今回の改正に係る附則は、この条例の改正内容ではなく、改正条例の施行時期を規定するものであることから、新旧対照表ではなく枠外の表の下部記載すべきと考えます。	⑤	いただいたご意見については、今後の業務の参考にさせていただきます。